

平成 25 年度公共工事設計労務単価に係る特例措置について

平成 25 年 3 月 29 日付けで国は「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定し、公表しました。

本市におきましても、新労務単価に準じて本市の公共工事設計労務単価を平成 25 年 4 月 1 日付けで決定したところです。

新労務単価は、技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向や必要な法定福利費相当額の反映により、平成 24 年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べて大幅に上昇しています。

さらに国は、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者の請求によって新労務単価に基づく請負代金額の変更の協議を請求できる特例措置を講じることとしたところです。

本市としても、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題と認識しているため、次のとおり、新労務単価の運用に係る特例措置について定めましたのでお知らせします。

1 特例措置の対象となる契約

(1) 工事

平成 25 年 4 月 1 日以降に締結する（締結した）工事請負契約のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価（以下、「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) 委託

平成 25 年 4 月 1 日以降に締結する（締結した）業務委託契約（設計委託、測量委託、地質調査委託等を除く、主業務で公共工事設計労務単価を使用して積算された委託）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

○既に完了している契約は対象となりません。

○既に対象となる契約を締結している受注者には別途通知します。

対象契約と考えられるのに通知がない場合は、工事・委託担当部署にお問い合わせください。

○今後、入札の公告又は指名通知をする契約で、本特例措置の対象契約については、その旨を公告等に記載します。

2 特例措置の内容

受注者は、川崎市工事請負契約約款第 59 条又は川崎市委託契約約款第 27 条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を平成 25 年度公共工事設計労務単価（以下、「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。

（注）標準の契約約款以外を使用している場合は、川崎市工事請負契約書第 59 条又は川崎市委託契約約款第 27 条等と同様の条文を適用すること。

※川崎市工事請負契約約款第 59 条

この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）によるほか、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※川崎市委託契約約款第 27 条

この約款に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 変更契約金額の算出方法

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

P 新：新労務単価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 請求方法・期限

工事・委託担当課に書面により協議を申し込んでください。

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求期限については、契約日から 3 か月以内若しくは完成の届出がなされるまでのいずれか早い時期となっておりますので御注意ください。

【お問い合わせ先】

◎特例措置の制度に関すること

財政局資産管理部契約課

契約管理係 044-200-2097

土木契約係 044-200-2098

建築契約係 044-200-2100

調整担当 044-200-3116

◎個々の契約に関すること

各工事、委託の担当部署にお問い合わせください。

平成 25 年度公共工事設計労務単価に係る特例措置

1 対象契約

(1) 工事

平成 25 年 4 月 1 日以降に締結する（締結した）工事請負契約のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価（以下、「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) 委託

平成 25 年 4 月 1 日以降に締結する（締結した）業務委託契約（設計委託、測量委託、地質調査委託等を除く、主業務で公共工事設計労務単価を使用して積算された委託）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

2 特例措置の内容

受注者は、川崎市工事請負契約約款第 59 条又は川崎市委託契約約款第 27 条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を平成 25 年度公共工事設計労務単価（以下、「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

（注）標準の契約約款以外を使用している場合は、川崎市工事請負契約書第 59 条又は川崎市委託契約約款第 27 条等と同様の条文を適用すること。

※川崎市工事請負契約約款第 59 条

この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）によるほか、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※川崎市委託契約約款第 27 条

この約款に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

P 新：新労務単価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 請求期限

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求期限については、契約日から 3 か月以内若しくは完成の届出がなされるまでのいずれか早い時期とする。